

# 山梨県公報

第四百十九号

令和五年

十月十九日

木曜日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 道路の種類 一般国道  
二 路線名 三百号  
三 道路の区域

区間

南巨摩郡身延町中之倉字登ボシ一六五五番  
二地先から

地先まで

南巨摩郡身延町中之倉字滝脇一五七六番二

地先まで

- | 新     | 旧     | 旧新<br>の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------|-------|----------|-----------------|--------------|
| 一八・〇九 | 一一・三九 | 一一・三九    | 一九〇・二           |              |
| 三七・五  | 三二・七  | 三二・七     |                 |              |
|       | 一九〇・二 |          |                 |              |

- 指定保安林の所在不分明通知
- 職業訓練指導員試験の実施
- 公共測量の実施
- 公聴会の実施

## 告示

## 公告

### ● 指定保安林の所在不分明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を山梨市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

令和五年十月十九日

山梨県知事 長崎 幸太郎

### 一 指定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定保安林の所在場所

山梨市牧丘町西保下字小田野三六二八の一(次の図  
に示す部分に限る。)

通知の相手方

佐藤一榮、萩原一夫

### 二 指定の目的 土砂の流出の防備

### 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 主伐は、択伐による。

## 山梨県告示第二百五十号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和五年十一月九日まで一般の総覽に供する。

令和五年十月十九日

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

- 四 指定保安林の告示 令和五年八月三十日農林水産省告示第千三十三号  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

● 職業訓練指導員試験の実施

- 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和五年十月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 試験を実施する職種及び試験科目

- 1 次の職種について、学科試験を行う。 機械科

- 2 学科試験の科目は、次のとおりとする。

免許職種	学科試験の科目	指導方法
機械科	関連学科	
一 系基礎学科		
1 機械工学（機械要素及び機構と運動）	一 職業訓練原理	
2 材料（材料力学、金属材料、非金属材料並びに潤滑油及び切削剤）	二 教科指導法	
3 工作法（N C加工法、機械工作法、治具及び工具）	三 訓練生の心理	
4 測定法（測定及び試験機器、測定法、形状測定並びに材料試験）	四 生活指導	
5 安全衛生（安全管理及び衛生管理）	五 職業訓練関係法規	

ニカルイラストレーション

3 前記以外の職種についても、指導方法のみの試験を行う。

二 受験資格

- 1 次のいずれかに該当する者であつて、職業能力開発促進法第三十条第五項の規定により実技試験の全部の免除を受けることができるもの（機械科以外の職種にあっては、同項の規定により学科試験のうち関連学科の免除を受けることができるものに限る。）

(一) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者

- (二) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者  
 試験の免除 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。

免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
全職種共通	免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者（電子回路接続及びバルコニー施工の技能検定に合格した者を除く。）	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
者	免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者		

				免許職種に關し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者
		免許職種に關し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	免許職種に關し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	免許職種に關し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者
	免許職種に關し、短期養成課程の指導員養成訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者	免許職種に關し、短期養成課程の指導員養成訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者	免許職種に關し、短期養成課程の指導員養成訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者	免許職種に關し、短期養成課程の指導員養成訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者
学科	学科試験のうち指導方法	学科試験のうち指導方法	学科試験のうち指導方法	学科試験のうち指導方法

					実技試験の全部
免許職種に關し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者	免許職種に關し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	免許職種に關し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	免許職種に關し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	免許職種に關し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	免許職種に關し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者
省令別表第十一の三に掲げる免許職種	省令別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる者	省令第四十五条の二第三項第四号に規定する者	省令第四十五条の二第三項第四号に規定する者	学科試験のうち関連学科	学科試験のうち関連学科
試験の日時及び場所	省令別表第十一の三の免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	実技試験の全部	省令別表第十一の三の免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	学科試験のうち関連学科	学科試験のうち関連学科
1　日時　令和六年一月十八日（木）午前十一時から 2　場所　山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号　山梨県生涯学習推進センター（山梨県防災新館二階） 五　受験手続					

- に貼り付けること。) 及び受験資格を有することを証明する書類
- 2 試験の免除申請 試験の免除を受けようとする者は、三の表に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。

- 3 申請書類の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県産業労働部労政人材育成課(郵送により受験申請をする場合は、必ず簡易書留とすること。)
- 4 申請書類の受付期間 令和五年十一月一日(水)から同月十七日(金)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで。ただし、郵送の場合は同月十七日(金)までの消印のあるものを有効とする。なお、電子申請による場合は、同月一日(水)午前八時三十分から同月十七日(金)午後五時十五分まで、やまなしくらしねつと電子申請システムにて受け付ける。

- 5 受験手数料 三千百円(職業訓練指導員試験受験申請書に、三千百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、申請を取り消し、又は受験をしなかつた場合でも、還付しない。)
- 6 受験票の交付 受験申請を受け付けた後、その内容を審査の上、受験資格を有すると認められる者に受験票を交付する。

## 六 合否判定の基準

- 1 学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。
- 2 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合(1に該当する場合を除く。)は、指導方法に限り合格とする。
- 3 学科試験のうち系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合(1に該当する場合を除く。)は、当該学科に限り合格とする。
- 七 合格発表 令和六年二月八日(木)午前十時に山梨県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに受験者に合否を書面で通知する。
- 八 その他

- 1 職業訓練指導員試験受験案内及び申請書用紙は、山梨県産業労働部労政人材育成課、山梨県立産業技術短期大学校、山梨県立峡南高等技術専門校及び山梨県立就業支援センターにおいて配布する。
- 2 受験に関する注意事項(集合時刻、携帯品等)は、後日受験票をもって通知する。
- 3 試験についての不明な点は、山梨県産業労働部労政人材育成課(電話〇五五一二)

二二一一五六六)に問い合わせること。

## ● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により忍野村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月十九日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量(修正測量)  
二 測量の地域 忍野村全域  
三 測量の期間 令和五年八月二十八日から令和六年三月二十九日まで

## ● 公聴会の実施

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和五年十月十九日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 開催期日 令和五年十一月十三日(月)午後八時  
二 開催場所 山梨市小原西八百四十三番地 山梨市役所四階四〇一会議室  
三 聽こうとする案件 峡東都市計画道路(亀甲橋通り線)の変更について  
四 意見書の提出先 甲州市塙山上塙後千二百三十九番地一 峡東建設事務所都市計画・建築課  
五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。  
六 意見書の提出期限 令和五年十一月二日(木)午後五時十五分  
七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び峡東建設事務所並びに山梨市都市計画課まちづくり推進室において縦覧に供する。  
八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。